

訪問看護医療 DX 情報活用加算に関する説明事項



第1条(制度の説明)

- 1 地方厚生局に届出したゆいナースステーション(以下、当ステーション)の看護師等が、健康保険法第3条第13項の規定によるオンライン資格確認により、利用者の診療情報等を取得したうえで指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、訪問看護医療 DX 情報活用加算として所定額を加算いたします。
- 2 算定額:(新)訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円／月

第2条(施設基準)

当ステーションは、訪問看護医療 DX 情報活用加算の算定にあたり、次に挙げる施設基準に準拠しております。

- 1 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っていること。
- 2 健康保険法第3条第13項に規定するマイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を有していること。
- 3 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当ステーションの見やすい場所に掲示(※)していること。

※原則としてウェブサイトに掲示していること。

第3条(目的)

オンライン資格確認をはじめとする医療 DX 推進を通して、関係医療機関との情報連携を促進し、質の高い看護を提供するため。個人情報の取り扱いについて厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

第4条(資格情報)

資格情報の提供はご利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。